

日出町告示第75号

令和2年第1回日出町議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年7月6日

日出町長 本田 博文

- 1 期 日 令和2年7月10日
 - 2 場 所 日出町議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

河野 美華君	豊岡 健太君
安部 徹也君	川辺由美子君
衛藤 清隆君	阿部 真二君
上野 満君	金元 正生君
川西 求一君	岩尾 幸六君
土田 亮治君	工藤 健次君
森 昭人君	熊谷 健作君
佐藤 二郎君	池田 淳子君

○応招しなかった議員

なし

令和2年 第1回(臨時)日出町議会会議録(第1日)

令和2年7月10日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和2年7月10日 午前10時00分開会

開会、開議の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第48号 工事請負契約の締結について

日程第4 同意第10号 日出町職員懲戒審査委員会委員の選任について(再議の件)

提案理由及び再議に付した理由の説明

質疑

討論

採決

閉会の宣告

本日の会議に付した事件

開会、開議の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第48号 工事請負契約の締結について

日程第4 同意第10号 日出町職員懲戒審査委員会委員の選任について(再議の件)

提案理由及び再議に付した理由の説明

質疑

討論

採決

閉会の宣告

出席議員(16名)

1番 河野 美華君

2番 豊岡 健太君

3番 安部 徹也君

4番 川辺由美子君

5番	衛藤 清隆君	6番	阿部 真二君
7番	上野 満君	8番	金元 正生君
9番	川西 求一君	10番	岩尾 幸六君
11番	土田 亮治君	12番	工藤 健次君
13番	森 昭人君	14番	熊谷 健作君
15番	佐藤 二郎君	16番	池田 淳子君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	河野 匡位君	係長	河野 裕治君
----	--------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町長	本田 博文君	副町長	目代 憲夫君
教育長	堀 仁一郎君	会計管理者兼会計課長	佐藤小百合君
総務課長	藤本 英示君	財政課長	白水 順一君
政策推進課長	木付 達朗君	契約検査室長	中山 雅広君
税務課長	今宮 明君	住民課長	堀 雅之君
福祉対策課長	伊豆田政克君	子育て支援課長	安田 恵君
健康増進課長	後藤 英樹君	生活環境課長	梶原 新三君
商工観光課長	安田加津浩君	農林水産課長	河野 一利君
都市建設課長	須藤 淳司君	上下水道課長	古屋秀一郎君
教育委員会教育総務課長	帯刀 志朗君	教育委員会学校教育課長	稗田 健治君
社会教育課長	河野 英樹君	文化・スポーツ振興課長	後藤 良彦君
監査事務局長	工藤 明美君	総務課課長補佐	赤野 公彦君
財政課課長補佐	河野 明弘君		

午前10時00分開会

○議長（池田 淳子君） 皆さん、おはようございます。令和2年第1回日出町議会臨時会を開催するに当たり御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、何かと御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

九州全域において記録的な大雨をもたらした令和2年7月豪雨により各地で多くの浸水被害や土砂災害が発生いたしました。災害によりお亡くなりになられた方々に、そして御遺族の方々に
お悔やみを申し上げるとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、本臨時会に提案されています議案につきましては、後ほど説明がありますが、議案1件、
同意1件が提出されています。議員各位におかれましては、慎重に御審議を賜り、適切な議決を
頂くことをお願いいたします。

開会、開議の宣告

○議長（池田 淳子君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、令和
2年第1回日出町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

会議の議事は、お手元に配付しております議事日程により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（池田 淳子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、川辺由美子君、
10番、岩尾幸六君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（池田 淳子君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、7月8日に開催されました議会運営委員会において、本日
1日という案を作成しましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定
しました。

地方自治法第121条の規定により、説明のため関係職員の出席を求めましたので御報告しま
す。

日程第3. 議案第48号

日程第4. 同意第10号

提案理由及び再議に付した理由の説明

○議長（池田 淳子君） 日程第3、議案第48号工事請負契約の締結について及び日程第4、同意第10号日出町職員懲戒審査委員会委員の選任について（再議の件）についてまでの議案1件、同意1件を一括上程し、議題とします。

提出者から、提案理由及び同意第10号日出町職員懲戒審査委員会委員の選任についての議決について、地方自治法第117条の規定に反していることから、地方自治法第176条第4項の規定によって再議に付されましたので、再議に付した理由の説明を求めます。町長、本田博文君。

○町長（本田 博文君） 皆さん、おはようございます。本日、令和2年第1回日出町議会臨時会を開催するに当たり御通知を申し上げましたところ、議員の皆様には何かと御多用のところ、御出席を賜り、御審議を頂きますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

議案1件の提案理由の御説明と、さきの令和2年第2回日出町議会定例会におきまして審議を頂きました、同意第10号日出町職員懲戒審査委員会委員の選任についてに係る再議の件につきまして御説明を申し上げます。

まず、本臨時会に御提案申し上げますのは、議案第48号工事請負契約の締結についてであります。

日出町学校給食センター建設工事に係る電気設備工事について、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、同意第10号日出町職員懲戒審査委員会委員の選任についてに係る再議につきまして御説明申し上げます。

さきの令和2年第2回日出町議会定例会におきまして、本件の審議の際、議事に参与することができない者を除斥せずに議決が行われました。このことは、地方自治法第117条の規定に反していることから、地方自治法第176条第4項の規定により再議に付すものであります。

以上、甚だ簡単ではございますが、概要を御説明申し上げます。何とぞ慎重な御審議を賜りまして、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（池田 淳子君） 提案理由及び再議に付した理由の説明が終わりました。

お諮りします。本日は、日程の都合上、委員会付託を省略して御審議を頂きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩をします。会議室にお集まりください。

午前10時06分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長（池田 淳子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑

○議長（池田 淳子君） これより議案質疑を行います。

通告により質問を許可します。質問席からお願いいたします。

なお、質問は、1議案につき3回までとなっています。2番、豊岡健太君。豊岡健太君。

○議員（2番 豊岡 健太君） 2番、豊岡健太です。通告書に従って議案質疑を行います。

まず、日出町学校給食センター建設における入札方法の確認です。入札は、建築、機械設備、電気設備の3つに分けて行われたかと思えます。建築と機械設備については、先月の6月議会の最終日に承認され、電気に関しては新聞報道にもあったように、行政側から第1落札候補者に対し不適格通知書を出し、その後、不適格通知を撤回するという経緯がありましたが、最終的には第2候補者の落札が決定し、その承認を含め、この臨時議会が開かれている状況です。

そこで伺います。通告書に書いてあります要件設定型一般競争入札（総合評価落札方式）の概要、そして電気設備の落札者決定までの経緯、また落札者決定が遅れた経緯の詳細をお聞きしますので、後ほど答弁をお願いします。

議案質疑は3回しか質問できませんので、次の質問も併せて行います。次の質問は、担当課長と日出町技術審査会の会長である副町長にも答弁を求めます。

最初の質問の総合評価落札方式により落札候補者が決まり、その段階で日出町のホームページから見られますが、インターネット上に入札結果が公表され誰でも見られる状況になるかと思えます。建築、設備、電気の3つの入札全てがいわゆる低価格入札だったため、先ほどの全協にて頂いた資料の日出町低入札価格調査要領に基づいて低入札価格調査を行ったと思えます。この日出町低入札価格調査要領の運用方法について大きく2点お聞きします。

まず1点目、先ほどの全協で報告がありましたが、この金額を下回る価格で入札を行った場合、即時失格となる失格基準という金額が設定されていると思えます。資料の第6条の（2）に失格基準を定めていること、そして（6）に「入札価格が失格基準を下回る場合は、当該入札は失格とする」と明記されており、その失格基準の金額は、先ほど報告のあった1億4,828万

330円です。

この失格基準の価格の公表は、昨日私のほうから用意してほしいと求め、先ほどの全員協議会で初めてお聞きしました。聞かなかった議会側が悪いということなのかもしれませんが、本来であれば入札結果表が公表された段階で調査基準価格同様に失格基準価格も同時に公表すべきものではないかと考えます。

ちなみに、この調査基準価格というのは、この金額を下回ったら本当にその金額で工事ができるのかという確認を行う低価格調査に入りますよという価格です。失格基準価格は、先ほど申し上げたように、この価格を下回った金額で入札をしたら、その時点で一発で失格ですよという価格です。失格基準価格が公表されていない以上、落札者が本当に失格基準価格を下回っていないかどうかは誰にも分からないと思います。当然、失格基準を下回っていないから失格になっていないのですが、それでは透明性、公正性に欠けるという意味で公表されないのはおかしいのではないかというふうに思います。6月議会で建築と設備の承認が行われましたが、このときの段階でも失格基準価格は公表されていなかったと思います。

お隣の杵築市の給食センター建設工事を含む県内他の自治体で行われた総合評価落札方式の入札結果を幾つか見てみました。入札結果表が公表された段階で、全ての案件で失格基準価格がしっかりと明記されており、私が調べた限りでは、ここ日出町だけが失格基準価格を公表していません。今回の3つの入札案件全て失格基準を一般に公表せずに議会に承認を求めるのは、誠実さ、入札の透明性、公正性に欠けるのではないかと思います。なぜ公表しないのか、その理由をお聞かせ願います。

2点目です。日出町低入札価格調査要領の第11条の2に、低入札価格調査を行った場合の調査結果の概要については、落札者決定後に公表するものとする明記されています。建築と設備で計2回、今回の議案の電気で第1落札候補者に1回、そして今回の第2落札候補者に1回、合計4回の低入札価格調査が行われました。

したがって、低価格調査の結果の概要は4回分公表されていないといけないと思いますが、どこにどのような形で公表されているのかをお聞きします。これらの実施要領の運用方法について、担当課長と副町長に答弁をお願いします。

○議長（池田 淳子君） 契約検査室長、中山雅広君。

○契約検査室長（中山 雅広君） 豊岡議員の質問にお答えいたします。

要件設定型一般競争入札とは、あらかじめ設定された参加要件に該当しまして、入札参加資格を有するものが参加できる入札を言います。さらに総合評価落札方式とは、金額だけで落札者を決めるのではなく、競争参加者の持つ、それ以外の能力を審査、評価し、その結果と併せて評価を行い、契約の相手方を決定する方式でございます。

今回の日出町学校給食センター電気設備工事については、令和2年4月30日に公告をいたしまして、5月27日に開札をしております。評価値の最も高かった者を落札候補者として決定いたしました。

ただ、候補者の入札価格が低入札価格調査基準価格より低入札であったために、日出町低入札価格調査実施要領に基づきまして、対象工事の契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを提出書類に基づき事情聴取し、その結果を日出町技術審査会に提出いたしました。

日出町技術審査会においては、審査した結果、対象工事の契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある旨の通知がありまして、その通知を受けて当該候補者に落札者としないう旨を通知したところでございます。

それにより、今回落札候補者は2番目に評価の高かった入札者に移りまして、その候補者も入札価格が低入札価格基準価格より低入札であったために、同じく低入札価格調査による事情聴取の結果をもって日出町技術審査会で審査した結果、対象工事の契約の内容に適合した履行がされると通知がありましたので、落札者として決定したところでございます。

今回、先ほどの質問の中で、本来なら先ほど低入札の基準価格及び失格基準価格は公表、事後公表するようになっております。インターネット上、電子入札の中で、現在豊岡議員がおっしゃられましたように公表が全てされているものはありません。先ほども低入札価格調査の手の実施要領の転入者調査行った概要、その辺も含めて本来なら公表するようになっております。

実際、電子入札においても実際されていないのは、今回給食センター建設工事、全てにおいて決まって、それから私が事後公表しようと考えていました。今、その中で御存じかと思えますけれども、落札者とならなかった旨のことで、向こうから、相手側から説明の要求がされています。それについても回答をするようになっております。その旨も全てにおいて公表するようになっております。

今回は全てが片づいて、私の判断でしたんですけれども、全てにおいて、この建設工事で一体という思いがありまして、それが終わってから全て公表しようと思っております。当然インターネット上に公表できない分もあります。そういう分については閲覧、うちの課で閲覧するような対応を取っていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（池田 淳子君） 副町長、目代憲夫君。

○副町長（目代 憲夫君） ただいま経過、概要について、室長のほうから御説明申し上げました。私のほうから、これに追加して申し上げるべき内容はございません。

この技術審査会ですかね、これについて審査の内容、結果については、先ほど来、御説明申し上げたとおりでございまして、事細かな内容については、やはりまだまだちょっと微妙な部分も

ございますので、この場で具体的な内容についての発言というのは控えさせていただきたいと思
います。

○議長（池田 淳子君） 豊岡健太君。

○議員（2番 豊岡 健太君） 先ほど室長のほうから、全部が終わってから公表するつもりだっ
たとおっしゃっていました。しかし、6月議会の最終日で建築と設備のほうは承認していますけ
ども、やはりもしそういう思いであったんであればですよ、最初からそう言っていれば、こうい
う質問は起きないと思うんですね。それは副町長も、技術審査会の会長の副町長も後で出す旨は
御存じだったんでしょうか。あ、また後で聞きます。

先ほどの全員協議会において質問させていただきましたが、この48号の議案に関連して、こ
こで改めて伺います。この質問に関しても担当課長と副町長のほうに答弁をお願いします。

低入札価格調査基準価格と失格基準価格の計算方式ですが、共に予定価格掛ける基準割合で計
算されます。この基準割合は、それぞれの計算式で求められますが、両方とも小数点第3位を四
捨五入し、第2位までとすると決められています。

今回の電気工事の調査基準価格は、税抜きで1億6,382万2,967円で、予定価格は税抜
きで1億7,865万1千円ですので、基準割合は0.917、つまり91.7%となります。

先ほど申し上げた小数点第3位を四捨五入し第2位までとするという条件を満たすためには、
0.92、92%にしなければいけませんし、その結果、調査基準価格が変わってきます。

ちなみに、電気以外の建築と設備の基準割合は入札公告の算出方法どおりであり、共に
0.92と小数点第2位までとなっています。仮に低入札価格調査の前提となる調査基準価格が
間違っているのであれば、誤った数字に基づいて行われた、この電気の入札の信憑性に疑問が生
まれます。なぜ電気工事だけが小数点第3位まで計上されているのか、後ほど答弁をお願いします。

また、関連してお聞きします。これも先ほどの全協で少し伺いましたが、今回の総合評価落札
方式を実施するに当たり、日出町技術審査会が立ち上げられ、入札の公告を出すための要綱等を
精査し、公告を出す前に外部評価委員に確認を取り、問題ないことを確認した上で公告を出した
と思います。

公告時には、当然低入札価格調査基準価格と失格基準価格は決まっていたと思いますが、外部
評価委員はこの2つの基準価格を把握されているのでしょうか。

そして、日出町技術審査会のメンバー全員も、この2つの価格を把握していたという認識でよ
ろしいでしょうか。担当課長と副町長のお二人に答弁をお願いします。

○議長（池田 淳子君） 契約検査室長。

○契約検査室長（中山 雅広君） 豊岡議員の質問にお答えします。

低入札の価格調査制度において、今回調査に当たる基準割合、基準価格というものと失格の基準価格を決めております。それも公告で皆様方、参加者に対しては御報告しているところでございます。

先ほど計算方法からいくと、基準割合として小数点第3位を四捨五入して第2位までとするということで、実際明記されております。今回、豊岡議員がおっしゃられる0.917という数字においては、確かに電子入札システム上において、事前に入れ込んでおいた数字が事後において落札者が決定したときに表れてきた数字だと思えます。その数字が実際は0.917という数字で計算されているんですけども、これは正直間違いというか、間違っていたというところですね。今、発表しているのは間違いです。

実際、町長においても決裁を取っております低入札の基準価格算出用というのが、先ほどお渡ししましたけれどもございます。その数字が0.92ということで、低入札の価格基準価格も表れています。当然それと同じように失格基準価格も公告に出されている、明記している小数点第2位までで計算しておりますので、基準価格に関しては、うちとしては間違っているということではございません。

以上です。

○議長（池田 淳子君） 副町長。

○副町長（目代 憲夫君） 技術審査会におきまして、この公告について、これは検査室のほうからそういう報告がありまして、この概要については、予定価格、その他、全て資料として目を通したところでございます。

ただ、本来、今回初めて総合評価落札方式という一つ入札方式を採用するという中で、私どもとして正直あまり想定していなかったんですが、低入札の基準以下で入札が、そこまで皆さんが入札に対しての意欲を示していただいたというのは大変ありがたいことだったんですが、具体的な小さな数字を、これは当然入札後に初めて数字はじかれるものですから、たまたまコンマ3、小数点以下3位までと、これが2で3にするべきだと、そういう細かなとこまで私どもとしては把握はしておりませんでした。

以上です。

○議長（池田 淳子君） 契約検査室長。

○契約検査室長（中山 雅広君） 先ほどの質問の中で、外部委員さんのことがございました。外部委員においては、総合評価落札方式を行うに当たっての手段とか経緯、その辺についてあと評価する基準評価点とか、その辺についての外部審査委員を入れて審議をしております。

ただ、失格基準価格とか低入札の基準価格については、外部委員さんも知らないの知らないです。

○議長（池田 淳子君） 豊岡健太君。

○議員（2番 豊岡 健太君） 副町長、先ほど質問させていただいて、すいません、ちょっと回答がよく分からなかったんですけど、全部終わってから発表するというのは、副町長は御存じだったんですか。ちょっともう最後の質問なんで、後ほど回答をぜひお願いします。

今回、電気に関してですけれども、インターネットで見れる、要は落札結果ですね。入札結果表は即時、これ誰でも見れる資料です。そこで第1落札者候補、すいません、順位が出るんですけども、そこには調査基準価格は既に明記されています。これが先ほど私が言った0.917、四捨五入する前の数字が載っています。

今回、失格基準価格が仮にですよ、仮に同時に公表していた場合、当然調査基準価格の計算方式と同様に小数点第3位を計算せずにのったと思うんですね、実際載っていますから、基準価格のほうは。そうした場合、小数点第3位までを計算してしまうと、今回の第2落札候補者は、その金額を下回ってしまいます。つまり失格となります。

ただし、ちょっと意図は分かりませんが公表はしていなかったものですから、なおかつ先ほど間違いだとおっしゃいますけれども、計算をし直しましたよね、本来の計算方式に。やりかえて先ほど資料頂いたと思うんですけども、繰り返しになりますけど、計算方式が上と同じような形でインターネット上に出ていればですよ、第2落札候補者はその時点で失格となっていたはずなんです。これは先ほども言いましたけど、透明性ですとか公正性とか、そういったものにちょっと欠けるんじゃないかなというふうに思います。

これも繰り返しになりますけども、この総合評価落札方式に関しては、他の自治体も当然やっています。全て入札結果表、結果は出た段階で全て失格基準価格載せています。ルール上、事後でいいということですから、日出町は出していませんも分からないでもないんですけども、ちょっとやっぱり繰り返しになりますけど、透明性がちょっと欠けるのじゃないでしょうか。これに関して、また後で、どちらかすいません、回答をお願いしたいと思います。

最後に町長にお聞きします。私自身は、今回の学校給食センター建設において総合評価落札方式を導入されたのは高く評価しています。このような大きな公共事業は、日出町では今後何年か分かりませんが、もうしばらくないと思います。

総合評価落札方式は他の自治体でも多く採用されていますが、事業遂行が可能な業者が町内にいるのなら、町内業者の成長にもつながりますし、お金も地元へ落ちますし、税収も見込めますし、私はいいことだというふうに思っています。

しかし、今回の入札は、冒頭に申し上げたとおり第1落札候補者に不適格通知書を出し、その後、撤回したり、新聞報道もされるほど悪い意味で注目されています。行政と第1落札候補者との間にどういったやり取りがあったか分かりませんが、事業者側が納得していないからこそ異議

申立てが出ているのだと思います。

総合評価落札方式の要領や低入札価格調査実施要領に曖昧なところがあるから混乱を招いているのではないかと感じています。誰が見ても分かるルールづくり、業者側からクレームの出ないような明確な要領の見直しが必要だと思いますが、どう思われますか、後ほど伺います。

また、今回の低入札価格調査は、日出町では初めてだったと思います。第1落札候補者の提出した資料に誤りが散見されたことから不落札にされたんでしょうけども、いきなり不適格通知を出すのではなく、今さらですが、まずは県等に相談した上で判断すべきだったんじゃないかと思っています。もちろん日出町の入札案件なので、県は関係ないと言われればそれまでですが、県の公共工事入札管理室長に少しお話を伺いましたが、もうちょっと県に相談があってもよかったのではとおっしゃっていました。

町長に4点伺います。

1点目は、先ほどまでの私の質問と答弁を聞かれて町長はどう思われたか。

2点目は、誰もが納得いくような要領の見直しの検討の可否。

3点目は、県との連携についてのお考え。そして今回第1落札候補者側から再三にわたる異議申立てが出ている現在の状況を町長としてどう思われているのかの4点をお聞かせ願って、私の議案質疑を終わります。

○議長（池田 淳子君） 町長、本田博文君。

○町長（本田 博文君） 豊岡議員の質疑にお答えします。

まず、2点目からお答えを申し上げたいと思いますけども、総合評価落札方式、それから低入札価格の調査の要領、これはしっかり見直していきたいと思っておりますし、その前に不適格通知書につきましては、御指摘のように誤って通知したものでございます。当該共同企業体を混乱させたこと、それから町民の皆様には不信感を与えてしまったことに、心よりおわびを申し上げたいというふうに思っております。

事業者からの再苦情の中で詳細な申立てがありまして、その一つ一つについて慎重に検討をいたしました。その結果、それまでこの通知でよいと思っていたのが、不適格通知書は落札者としてしない旨を通知する手段としては適切でないことが判明したために、この通知を取り消しさせていただきました。その上で改めて落札者としてしない旨の通知をしたところでございます。今後はこのようなことのないように、より厳正な入札事務の執行に努めてまいります。

そして要領の件ですけども、今回担当に聞きましたら、20年振りぐらいの総合評価落札方式ということで、担当職員にも十分習熟できていない部分があったかなというふうには思っております。今回のことを教訓にして、より詳細な要領の制定に努めていきたいというふうに思っております。

それから、3番目の県との連携でございます。管内には、私どもは別府土木事務所の管内でございますから、総合評価落札方式に当たって外部委員という形では入っていただいております。その中で注文頂いたとこですけれども、今回の先ほども申しあげました不適合通知、この件については、もうちょっと県との連携を図る必要があったかなというふうには思っております。これも今回を教訓に御相談申し上げたいというふうには思っております。

それから、事業者からの異議申立てについてどう思うかということでございますけれども、先ほど申しあげましたように、不適合通知書という形で事業者の方を混乱させたことは大変申し訳なかったというふうには思っております。

そして、一番最初に申されました豊岡議員の質問を受けてどう思ったかというところでございますけれども、総合評価落札方式の中で事業者を選定するに当たって、議員の御質問をお聞きしておりますと、やっぱり公正な入札の執行に対する期待からそういった御質問が頂いたんだらうと私は思っております。これからもより厳正な入札執行に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（池田 淳子君） 契約検査室長。

○契約検査室長（中山 雅広君） 先ほど豊岡議員がおっしゃいました失格基準価格においてということでございます。当然我々は第1候補者から第2候補者に移るときに当然失格基準かどうかというのは確認をいたします。

先ほど言った小数点第3位までの計算をもとに失格基準を決めているわけではないので、小数点第2位までの失格基準において、第2位の落札者が失格基準にないかどうかという判断はいたしました。今回の経緯に移っております。

その辺に関して、実際間違ってしまった、確かに透明性、公平性、その辺を疑われるということからすると、大変申し訳なく思っております、反省しているところでございます。

ただ、運用に対しては、間違ったところで運用してはいないと判断しております。

以上です。

○議長（池田 淳子君） 副町長。

○副町長（目代 憲夫君） 先ほどの実施要領第11条の2ですね。低入札調査を行った場合の調査結果の内容については、落札者が決定した後に公表するという旨のことを記載されておるわけでありませう。

今回特に冒頭不適合通知といったもの、そのこと自体が、これは入札に参加する資格があるかないかという、その不適合という言葉なんで、これはもう不適切な通知だったということは、先ほど来、何回もおわびを申し上げているところでありますし、また第1候補者のこの審査をした結果を拙速に候補者のほうに通知を差し上げた、そのこともやはりこれは少し慎重にやるべきじ

やなかったのか。言うなれば、第2候補者等々最終的に落札者が決まった段階で公表すべきことであったんじゃないか。

そして、それによって、不服の申立て等々受けていくというのが本来の手順ではなかったかと思っております。その辺、私どもも不勉強の部分がございますので、おわび申し上げたいと思います。

以上であります。

○議員（2番 豊岡 健太君） まだ答弁頂いていない分はどうなんでしょう。

○議長（池田 淳子君） どの分ですかね。

○議員（2番 豊岡 健太君） 言っているんですか。

○議長（池田 淳子君） どうぞ。

○議員（2番 豊岡 健太君） 技術審査会長は、全部終わってから公表するという事は、会長として御存じだったんでしょうか、把握されていたんでしょうかということが1点。

あと、技術審査会のメンバーも先ほど聞きましたけども、外部評価委員は把握していないというふうにお聞きしました。もしすいません、入れ違いだったら申し訳ないんですけども、技術審査会のメンバー全員も、この2つの価格、基準価格、2つの基準価格は把握されたという認識でよろしいでしょうか、この2点です。

○議長（池田 淳子君） 副町長。

○副町長（目代 憲夫君） 制度上、そういうものがあるということは承知しておりましたけれども、細かな数値と申しますか、それは私、申し訳ないんですが、把握はしておりませんでした。たまたま入札があった、その結果に基づいて、具体的な入札価格が提示された段階で、これは失格、低入札基準価格以下であるかどうか、あるいは失格基準価格以内であるかというようなものについては、検査室のほうから数字を示していただいて、こちらでそれを把握したという状況であります。

他の委員につきましても、私と同様の情報しか多分把握できていないんじゃないかと思っておりますけど、それは私の一存で答えられませんので、私が正直責任者としての不勉強を大変申し訳なく思っております。

以上であります。

○議長（池田 淳子君） 以上でよろしいでしょうか。

○議員（2番 豊岡 健太君） まだ言っているんですか。（「駄目」と呼ぶ者あり）

○議長（池田 淳子君） 豊岡健太君の議案質疑を終わります。

12番、工藤健次君。

○議員（12番 工藤 健次君） 12番、工藤健次です。議案質疑を通告に従って行います。

議案第48号工事請負契約締結の件については、先ほど同僚議員が経過などの疑義をたじましたが、全員協議会でも多くの意見が出ていました。議場では議事録にも残ることから確認の意味で質疑を行いますので、明確な答弁を頂けたら。

この議案48号については総合評価落札方式で、はじめに町内と杵築市の共同企業体を落札候補者として決定をしています。低入札価格であったことから、建設工事に関する日出町入札金額内訳書取扱要領、それから低入札価格調査制度、それから日出町低入札価格調査実施要領などで、工事内訳書など関係書類の提出を求め、事情聴取を行っています。

この事情聴取の過程で、間違いが多く説明ができなかったということなどで、日出町技術審査会で審査を行い、落札候補者ではない決定をして通知をしています。この誤った不適格通知をしたことなど一連の手続の中で行政側の対応について不信感が募って、業者側が問題提起しているのではないですか。

1回目の異議の申立てによる回答では、通知の誤りには気づいておらず、2回目の通知のときに、その通知の誤りを担当者が回答書と不適格通知書の取り消しと入札結果通知書を持参して謝罪をしています。この業者側の問題定義に対して行政として取った責任についてお聞かせを頂きたい。

それから、この給食センターは、場所の決定も二転三転をして時間と巨額のお金がかかっています。この遅れで焦りが出ていませんか。運用開始まで1年しかない中で、起工式も5日後の15日となっていますが、業者側の異議申立てなど行政手続上の処理が終わらない中で議案を提出して、議会の承認を得ようとしています。議会軽視では私はないかと思っております。

行政は、担当者が謝罪をして、責任を取ったことで終わりですか。逆の立場になったときに、それ納得ができますかね。業者は1億6千万余りの工事が事情聴取の途中で、何か書類がでたらめであるなどと言われて落札者でないことで終わっています。

一連の流れからは、役所のミスの方が大きな問題と思われませんが、給食センターの運用開始がもし予定が遅れた場合などの責任はどのように考えているんですか。

それから、この件で裁判とかそういうふうになった場合には、裁判費用などが発生をして、貴重な町民の税金が使われることになると思われるんですが、今後のこの問題に対して、対応と責任をどのように考えているか、この点についてちょっとお聞かせを頂きたい。

○議長（池田 淳子君） 町長、本田博文君。

○町長（本田 博文君） 工藤議員の質疑にお答えします。

不適格通知書につきましては、おっしゃるように、これによりまして共同企業体を混乱させたこと、そして新聞等の報道で住民の皆さんにも不信感を与えてしまったことを大変申し訳なく思っております。

先ほども少し申し上げましたけども、事業者からの再苦情までは、私どもも入札の公告等の中で、この手続では間違いないだろうと思っていたところですけども、再苦情の中で詳細な申立てを頂きまして、その一つ一つについて慎重に検討してまいりました。

その結果、先ほど申し上げましたように、落札者としめない旨を通知するには、不適格通知書はその手段として適切でないということが分かりましたために、この通知を取り消しをさせていただきました。混乱させてしまったことに大変申し訳なく思っておりますし、その上で改めて落札者としめない旨の通知を差し上げたところでございます。今後はこういったことのないように、入札執行事務について、しっかり習熟度を上げて、より厳正な入札事務の執行に努めてまいりたいと思っております。

それから、今回の件につきましては、共同企業体が落札者とならなかった理由について説明を求めることができるようになっております。書面について説明を求めてこられましたので、その理由について丁寧に回答したところでございます。

繰り返しになりますけども、落札者の決定に際しては、私どもは公正な入札のために定められた手順に従って厳正に手続を行ったものでありまして、誤った運用はしておりません。

以上でございます。

○議長（池田 淳子君） 工藤健次君。

○議員（12番 工藤 健次君） 今、議場で町長、謝っていますけども、先ほどの副町長、それから担当課長、町長の話を見ると、職員が不慣れであったとか、そういう言葉が出るんですけど、行政を執行する立場がそういうミスを犯して、業者に対して問題がこういうふうに大きくならないうちに、副町長とか町長が担当者任せじゃなくて、町政の運用のトップがしっかり決裁印を押して、公印を押して何回も回答書を出したりしているんで、そういう問題が大きくならないうちに業者さんのほうに向いて謝罪をすとか、もうそういうことは考えたことなかったんですかね。この点、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（池田 淳子君） 町長。

○町長（本田 博文君） 申し訳ありません。私の答弁が職員に責任を押しつけたような答弁だったと受け取られたんでありましたら、おわびを申し上げたいと思います。

先ほど再苦情について慎重に検討したと申し上げましたけども、当初の回答にももちろん真剣に私を含めて検討しております。その中で、この解釈で問題ないだろうという判断だったんですけども、それはもうもちろん最終的な判断は私がしたものでございます。通知書がこの形ではまじかかったというところも、私に当然責任があるところでございます。

以上でございます。

○議長（池田 淳子君） 工藤健次君。

○議員（12番 工藤 健次君） そういところが行政の不信感につながるんですよ。だから、さっき言ったように、しっかり取扱要領とかこれに沿って、しっかり運用していかないとこういう問題が起きてくるんですよ。

それで、さっき全員協議会で答弁していたんですけど、今日何か朝、また2回目の異議申立てが出たと。それを確認しなくて、この議場に臨んで、そしてその議案のこの承認を頂くとかいうのは、ちょっと私は納得できないんですよ。ちゃんと出た書類を議案の審議をしてもらうのに、2回目のその書類を確認しないとかいうのは、どういうことで確認をしなくて、この承認に臨んでいるのか、そこをお聞かせください。

○議長（池田 淳子君） 町長。

○町長（本田 博文君） 2回目の説明の申出ということでございますけども、内容もさることながら、これからしっかり内容も読み込んで、どういう趣旨なのか事実関係がどうなのかということを検討してから御回答を申し上げることになります。

まだそこまでの段階に至っていない中で、皆さん方に申し上げるほどのところがないので、今回は全員協議会でも申し上げなかったところでございます。

以上でございます。

○議員（12番 工藤 健次君） これで質問を終わりますけども、しつこく言いますけども、やはりこの議案のこの承認を議員に求める場合は、それは朝提出されても、どういうことが書かれたんかということぐらいは把握して臨むべきではないんですかね。それだけあれなんですかね、さっきも言ったけども、議会軽視になっているんじゃないかと思うんですよ。質問に答えられない、見ていないとか、そんなことはちょっと許されないと思うんですよ。

以上で終わります。

○議長（池田 淳子君） これで質疑を終わります。

討論

○議長（池田 淳子君） これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） なければ、これで討論を終わります。

採決

○議長（池田 淳子君） これより採決を行います。

議案第48号工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は、挙手により行います。議案第48号について、これに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（池田 淳子君） 挙手多数です。したがって、議案第48号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、同意第10号日出町職員懲戒審査委員会委員の選任について（再議の件）についてを採決します。

地方自治法第117条の規定により、5番、衛藤清隆君の退場を求めます。

[衛藤清隆君退場]

○議長（池田 淳子君） この採決は挙手により行います。同意第10号について、さきの議決のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（池田 淳子君） 挙手全員です。したがって、同意第10号日出町職員懲戒審査委員会委員の選任について（再議の件）については、さきの議決のとおり決定しました。

5番、衛藤清隆君の入場を許します。

[衛藤清隆君入場]

閉会の宣告

○議長（池田 淳子君） 以上で、本臨時会に付議された議案の審議は全て終了しました。

これをもちまして、令和2年第1回日出町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、令和2年第1回日出町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午後0時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 7月10日

議 長 池田 淳子

署名議員 川辺由美子

署名議員 岩尾 幸六

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員